

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

当事業年度から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の評価方法

定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(3) リース取引の処理方法

所有権移転以外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(4) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

現金及び3ヶ月以内に現金となる預金を資金としている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金事業資金貸付金	49,577,080,943	0	9,642,458,540	39,934,622,403
貸付原資等基金特定資産	10,118,381,862	9,644,736,830	10,019,145,830	9,743,972,862
その他特定資産				
退職給付引当資産	94,524,149	2,642,693	27,384,500	69,782,342
財源調整等積立資産	113,128,798	0	0	113,128,798
小 計	207,652,947	2,642,693	27,384,500	182,911,140
合 計	59,903,115,752	9,647,379,523	19,688,988,870	49,861,506,405

3 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基金事業資金貸付金	39,934,622,403	(39,934,622,403)	—	—
貸付原資等基金特定資産	9,743,972,862	(9,743,972,862)	—	—
その他特定資産				
退職給付引当資産	69,782,342	—	—	(69,782,342)
財源調整等積立資産	113,128,798	—	(113,128,798)	—
小 計	182,911,140	—	(113,128,798)	(69,782,342)
合 計	49,861,506,405	(49,678,595,265)	(113,128,798)	(69,782,342)

4 保証債務

農地保有合理化法人債務保証事業による都道府県農業公社に対する保証債務残高は、1,420,000円であり、期中の増減は次のとおりである。

区 分	期首債務保証残高	当期の新規債務保証	当期の償還	期末債務保証残高
保証件数(件)	1	0	1	1
保証金額(円)	2,520,000	0	1,100,000	1,420,000

(注) 「当期の償還」欄の件数は、一部繰上償還のあったものを含む。

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照上の記載区分
国庫補助金						
農地保有合理化促進対策費補助金						
農地保有合理化促進事業費補助金外1件	農林水産省	0	409,595,000	409,595,000	0	—
担い手支援事業補助金外1件	農林水産省	58,950,485,125	0	10,016,370,428	48,934,114,697	指定正味財産
合計		58,950,485,125	409,595,000	10,425,965,428	48,934,114,697	

6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
一般正味財産への振替額	
① 事業推進業務費の計上による基金 特定資産受取利息の振替額	1,875,395
② 目的達成による指定解除額 (受入国庫補助金等返還額(過年度 基金補助金)の計上による国庫補 補助金等の振替額)	10,017,270,435
合計	10,019,145,830

7 キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりである。

(単位:円)

	当期末
現金預金勘定	1,304,995,411
現金及び現金同等物	1,304,995,411

(2) 重要な非資金取引は、該当ありません。